

15世紀フィレンツェ共和国の領域支配意識

—1409年の都市条例案から—

徳橋 曜

Territorial Rule Consciousness of Republic of Florence in the Fifteenth Century

—According to the Statutes Elaborated in 1409—

Yō TOKUHASHI

E-mail: tokuhasi@edu.u-toyama.ac.jp

Abstract

In the fifteenth century Florentine rule was spread over the northern part of Tuscany. Their territorial rule consciousness deserves to be investigated, as an example of the late medieval territorial city-state in Italy. In this research we examine the Statutes elaborated in 1409, in order to find out the Florentine consciousness of ruling their territory.

キーワード：フィレンツェ共和国，領域支配，都市条例，中世イタリア

keywords：Repubblica di Firenze, territorial rule, statutes, medieval Italy

1 はじめに

14世紀を通じて周辺の都市や自治共同体を支配していったフィレンツェ共和国 (Repubblica di Firenze) は、1406年のピサ征服をもってトスカーナ地方の北部の大半を占める領域を有するようになり、その総面積は約12000km²に及んだ。このように一つの都市国家が複数の都市国家を併呑し、一地方の大半を領域とする状態にいたったものを、キットリーニは「地方領域国家」(stato regionale) と呼んでいる¹。

フィレンツェがトスカーナ北部に覇権を確立する過程は、ゾルジによれば、3段階に区分できる²。第1段階は13世紀中葉から14世紀前半にかけて、フィレンツェがコンタードと呼ばれた周辺地域に支配を確立し、トスカーナの他のゲルフ(教皇派)都市と同盟した時代である³。次が14世紀前半から1378年の対教皇庁戦争(八聖人戦争)にいたる時代で、この時期にフィレンツェはコンタードの外部へ領域を拡大し(この新規に獲得された領域はディストレットと呼ばれた)、ピサやルッカ、そしてその背後にいるミラノと対立した。さらに、1384年のアレツォ征服から始まる第3段階では、トスカーナに進出を図るミラノと対峙することとなり、

最終的に1440年のアンギアーリの戦いでミラノに勝利して、トスカーナ地方の北半分には覇権を確立したのである。この過程において、従来はフィレンツェに比肩する勢力であったトスカーナ北部の諸都市(ルッカを除く)とそれらの支配領域は、フィレンツェの下に置かれた。

このような「フィレンツェ国家」の在り方・構造は、数十年來のイタリア中近世史研究における、中世末期の北・中部イタリア都市の領域支配への関心の中で、上述のキットリーニをはじめとして、ファーザノ=グアリーニ、キルシュナー、マルティネス、フビーニらによって、また近年ではゾルジやタンツィーニ等によって研究されてきている。特に関心の対象となっているのは、「領域国家」としての性格や構造で、ファーザノ=グアリーニ、タンツィーニなどは、ここに近世的な領域国家支配の萌芽を見ようとしているし、キットリーニの研究はより慎重ながら、領域支配構造が次第に集権的になっていく方向を見極めようとするものである。

筆者は既に、領域行政や領域へのポデスタ派遣のシステム等の検討を通じて、フィレンツェ共和国の領域支配の意識と実態の解明を試みてきた⁴。そうした観点をさらに進め、本稿では、1409年の都市

条例案の内容を領域支配意識という側面から検討してみよう。最終的に施行されなかったこの条例案は、有名な1415年条例の陰にあって、従来の研究では関心を払われてこなかったが、タンツィーニの研究によって改めてその意義に目が向けられた。本来、多面的な分析の必要な史料であり、本稿で行なうのはその分析の一部に過ぎないが、フィレンツェ共和国の領域支配の在り方を探る手がかりの一つとし、中世末から近世初頭の領域国家をめぐる考察に資するものとした。

2 フィレンツェ国家の領域支配の性格

15世紀前半のフィレンツェの領域支配について、これを近世的な国家領域支配へ展開する土台と評価する研究者もいる⁵のに対して、ゾルジは中世的なコンタード支配の延長に過ぎないと見ている。フィレンツェは、トスカーナ北部での一円的な領域支配の確立を意図したのではなく、支配下に組み込んだ領域の統治上の安定を目指したに過ぎないというのである。いわゆる「コンタード征服」によって、本来的に都市固有の支配領域であると認識されていた地域を支配下に収めると、次にはその固有のコンタードを防衛するべく、周辺地域を征服し、一種の緩衝地帯を作った。そして、その緩衝地帯からミラノの影響力を駆逐する努力が、1384年以降の対外政策に反映する。つまり、フィレンツェとしては、領域内の諸共同体を政治的にコントロールできればいいのであって、中央集権的な支配を目指す必要はなかったということになる。フィレンツェと従属都市は双務的な関係にあり、それはあくまで「同盟」関係であった⁶。当時の法学的理解によれば、従属共同体はあくまでも条約によってフィレンツェの支配を受け入れたのであるから、フィレンツェはこの同盟関係を尊重しなければならなかったのである⁷。

しかしながら、14世紀末からフィレンツェは、領域支配の再編を積極的に進めてもいた。その背景には財政的理由があったと考えられる。共和国の財政基盤は都市フィレンツェとその固有のコンタードにあって、その外側のディストレットの都市・自治共同体は、原則として財政的自律性を認められていた。ところが、14世紀後半に続いた戦争によって財政が逼迫したため、フィレンツェ政府はディストレットの一部をコンタードに再編し、財政基盤の拡充を図る⁸。さらに1419年には、領域行政を統括するコンター

ド・領域監督五人委員会 (Cinque conservatori del contado e dominio fiorentino) が創設され、コンタードとディストレットの別を問わず、フィレンツェに従属する都市や自治共同体の独自の課税権は否定された⁹。また、後述するように、領域の従属都市・共同体には独自の条例制定権が認められていたが、14世紀末までには、従属共同隊が制定あるいは改定した条例は、フィレンツェ当局の認証を得なければならない、という制度ができ上がっている。こうした実情を見れば、双務的な同盟関係を建前とするとはいえ、あくまでもフィレンツェ政府の思惑・方針が領域に透徹するのである。

領域における法的多元性とこれを統括しようとするフィレンツェ政府の意向とをすり合わせるなかで、フィレンツェの固有法 (ius proprium) たる都市法は、支配領域全体の普遍法 (ius commune) と見なされ得る、という主張も現れた。「帝国」というキリスト教世界の理想的秩序と現実の権力の在り方の解釈とも連動しながら、普遍法と個々の王国や都市の固有法との関係は、14世紀以降のローマ法学の関心の一つであった¹⁰。そして、ローマ法学者達は皇帝を普遍帝国の統治者としつつ、「王は王国内では皇帝である」という概念をもって、皇帝の下位にある王や都市が自国領域の中で皇帝に匹敵する権力を行使することを認めるようになっていた。フィレンツェがその領域において「皇帝」として振る舞えるなら、その法は領域全体に適用される普遍法となるという立論もあり得よう。

しかし、15世紀初頭、フィレンツェの法制度改革の試みに関与した法学者カストロのパウルスは、領域支配における法的多元性を容認する「助言」(consilium) を共和国政府に与えた。即ち、領域のポデスタ管区が独自の条例を持たないならば、そこにフィレンツェの条例が適用されるべきであるが、「くだんのポデスタ管区がフィレンツェのコムーネに承認された独自の条例を持っている以上は、適用されるべきではない」(nec illa sunt servanda postquam dicta potestaria habet propria statute confirmata a communi Florentiae) と断じたのである。領域の従属共同体の条例に優越する上位法としてフィレンツェの条例があるのではなく、両者は同列に置かれるもので、前者が存在すれば、後者は適用されないという論理である¹¹。

結局、フィレンツェの都市法の法的優位をめぐる

議論は、容易には決着しなかった。その結果、法的多元性を認めつつ、これを制御するという仕組みが持続することになったのである。

3 1355年の条例から1409年の条例案へ

現存するフィレンツェ共和国の都市法のマニュスクリプトは、30以上に上る。最も古いものは1292年に、最も新しいものは1494年に制定された条例である。特に重要なものとしてはまず、1322年のポDESTA条例 (Statuto del Podestà) および1322～1325年のカピターノ・デル・ポーポロ条例 (Statuto del Capitano del Popolo) が挙げられる¹²。これらは豊富で具体的な内容を持つ初期の都市法であり、ここに含まれる規定は少なからず、その後の条例にも引き継がれた。15世紀末までフィレンツェの政治体制の基盤となるプリオーレ (執政委員) 制について、具体的な規定の見られる最初の都市法でもある¹³。

この1322～25年の条例の内容を元にしつつ、1355年に改めてカピターノ条例とポDESTA条例が制定された。フィレンツェ国立文書館にはこれら2種類の1355年の条例について、ラテン語のものと俗語のものを合わせて12のマニュスクリプトが所蔵されている¹⁴。ここからも、14世紀のフィレンツェで1355年条例が重視されていたことが、推測されよう。1355年に条例が再編された理由は、それまでの30年間に变化した政治状況に対応する法律が必要だったことにあるが、加えて、1343年に起こったアテネ公に対する反乱にも遠因があったらしい。アテネ公ゴージェ・ド・ブリエンヌは1342年にフィレンツェのシリョーレ (独裁的権力を持った統治者) として、都市から市政を委ねられたが、その政治手法が市民の反感を買い、追放された。この時、多数の公文書類が失われ、その欠損を補う必要のあったことが、新条例制定の背景にあったと指摘されている。

1355年の条例は手を加えられながら、半世紀にわたってフィレンツェの法的基盤となった¹⁵。興味深いのは、俗語で書かれた2冊の条例の存在である。これらは、ラテン語で書かれた2種類の条例のそれぞれを、一般の市民でも容易に読めるように俗語に訳したものであり、ラテン語の正本ほどの丁寧な作りではないものの、紙ではなく羊皮紙が用いられていて、彩色の文字も書き込まれている。こう

した点から、簡単な写しとして作られたわけではないことが判る¹⁶。通常、条例は参照され得るように設定されていたが、日常生活でラテン語に触れる機会があるとはいっても、一般の市民がラテン語の条文を読むことには困難が伴ったであろう。実際、(少なくとも15世紀初頭には) 評議会での審議で政令の議案 (ラテン語) が出される時に、「俗語で」 (vulgariter) 読み上げられたことが、政令審議の記録から判る。都市法についても俗語版があれば、当然ながらそちらを参照したであろうし、むしろ市民の意識にある条文はラテン語ではなく、俗語のものであったかもしれない。

しかし14世紀後半の間に、フィレンツェを取り巻く政治的状況はさらに変化していった。特に大きな変化は、フィレンツェの支配領域の著しい拡大である。この領域行政を担う役人として、フィレンツェ市民が領域の各共同体のポDESTAやカピターノ・デル・ポーポロに選出され、半年任期で領域に派遣されるようになった。しかし、このような形で領域にポDESTAやカピターノの行政区が整備される一方、前述のように、領域の諸共同体はそれぞれ条例制定

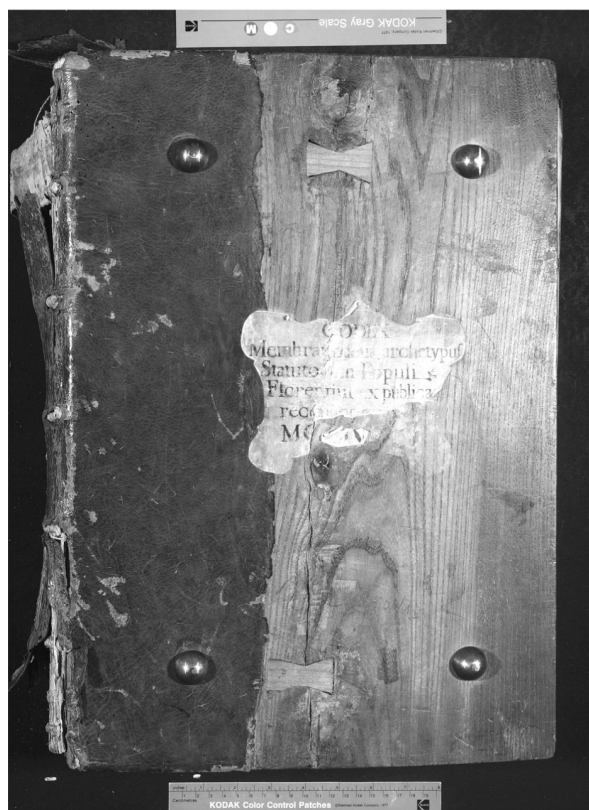


図1 1409年条例案の表紙 (ASF, Statuti del Comune di Firenze, 23, coperta)

権を認められ、フィレンツェの都市法とは別の条例を有していた。支配都市たるフィレンツェの固用法

と多数の従属共同体の固有法とが、フィレンツェの支配領域の内部で並存していたのである。フィレンツェ共和国の政治と都市フィレンツェの政治は重なっているにもかかわらず、共和国領域全体を統轄するような規定は、フィレンツェの都市法に存在しなかった。そもそも領域共同体のポデスタやカピターノは、共同体の外部から行政官が招聘される形を取る。即ち、形式的にはフィレンツェ市民が各領域共同体に招聘されるのであり、招聘側の法的自律性を前提としたシステムなのである¹⁷。

こうした状況において、14世紀末に都市条例の抜本的な改革が意識されるようになり、その結果として、1409年に新条例が起草されることとなった。現在、フィレンツェ国立文書館に所蔵される1409年条例案のマニュスクリプトの閲覧は、CDに保存された電子ファイルに限定され、現物を手に取って見ることができない。しかし、文書館の目録やファイルの図像によれば、鋳を打った革張・木製の表紙（縦54cm×横37cm）が付けられた、大部な羊皮紙の冊子体（全445葉）であることが判る（図1）。

しかし、最初に触れたように、1409年条例案は施行されず、1415年に別の条例が制定・施行された。15世紀のフィレンツェ共和国の法律の基盤となったのは、この1415年条例である。1409年条例案が正式の条例として施行されなかった様子は、未完のまま残されている史料状態からも明白である。第1章前文の冒頭部分を除けば、各条項の冒頭にあるべき朱書きの大文字は存在せず、ただその目印となる文字が薄く小さな文字で書き込まれているのみである。また、重要な都市法は何種類もの写本が作られるが、未施行に終わったこの1409年条例案を記したものは、1冊しか存在しない。しかし、その唯一の記録が、正式のものと同様の装丁で保存されたということは、後々にも参照される可能性が前提とされていたことを推測させる。実際、この条例案にはいくつもの修正や書き込みが確認され、それらが1415年条例に反映されている¹⁸。従って、1409年条例案が15世紀初頭のフィレンツェにおける法的・行政的意識を結晶させたものであることは疑いなく、ここから当時の共和国行政の背景にある支配意識を見出すことは妥当であろう。

4 1409年条例案の背景と新規性

1409年の条例策定への動きは、1394年から始ま

る。チョンピー揆に続く政治的混乱が収拾され、新体制となった政府は新たな都市法の制定を考え始めた。1394年12月の政令（provvisione）は、「約40年間にわたって、コムーネの条例もまたその条文も再考・修正されてこなかったこと、そして、くだんのコムーネの新旧の条例、改正法、政令、さらに規定の多くが、都市法集成に入れられないままであること」（quod a quadraginta annis citra vel circa statuta et volumina statutorum communis predicti de novo revisa et examinata non fuerunt, et multitudinem qua tam veterum quam novorum statutorum et reformationum ac provisionum et aliorum ordinamentorum dicti communis existentium extra volumina statutorum）を指摘し、この状況を改善するための新法制定を提案している¹⁹。

しかし、法案策定のための法律顧問の人選まで図られながらも、それ以上の作業が進められることは結局なかった²⁰。漸く1408年になって、具体的に新都市法の制定が準備されることとなる。同年10月に政府は、「条例や規定や改正された法や政令を取り上げ、確認し、調査し、検討する」（habendo advidendo recircando et examinando statuta ordinamenta reformationes et provisiones）という職務を担わせるべく、2ヶ月後の12月に「有能で経験を積んだ市民法〔ローマ法〕の博士である法律家を」（virum iudicem doctorem juris civilis sufficientum et praticum）1名選定し、さらに10名の策定委員を市民から選出する議案を提出した。この議案は、フィレンツェの二つの評議機関であるポーポロ評議会とコムーネ評議会で審議され、前者では192名の出席者中147名、後者では138名の出席者中136名の賛成を得て可決され、政令となっている²¹。

この結果、「極めて経験豊かであると見なされる外国人の法律顧問」（unus iuris consultus advena qui peritissimus haberentur）として、「聡明で市民法の研究によく通じた人物」、法学者ジョヴァンニ・ダ・モンテグラナーロが選任され、彼に指導される9名の策定委員も選ばれた²²。委員の人数が1名減った理由は判らない。同年12月17日の行政諮問会の記録にわずかな言及があるが、人数削減に関わる内容はない²³。

策定委員のうちの大半は、当時のフィレンツェの

政治体制の中心に近い位置を占め、特別委員会（バリア）のメンバーとして市政に関わった経歴を持っていた²⁴。中でも目を引くのは、マーズ・デリ・アルビッツィが含まれることである。チョンピー一揆の混乱を収拾した1393年以降のフィレンツェの体制において、マーズは中心的な位置を占めていた。1393年9～10月期に最高行政職の一つである正義の旗手（ゴンファロニエーレ・デッラ・ジュスティツィア）に選出されたのをはじめ、フィレンツェの政治に大きな影響力を持っていたのである。実質的に当時の体制を作り上げていった人物であり、1409年の都市法改定でも中核的な立場にいた可能性がある²⁵。

条例制定の背景については、同条例案の文章そのものにおいて詳述されている。「法の起源について」（De origine iuris）と題された第1章前文の前半部分がそれである。ここでは、当時のフィレンツェが置かれていた法的環境と、それに関する当局と起草者達の認識がうかがえる²⁶。

「1408年9月から10月にフィレンツェの公事の先頭に立つという職務を担ったアルテの偉大なるプリオーレ達と正義の旗手は、我々が目下想定しているように、まさしく良くかつ慎重に次のように考えた。国政を司るうえで確実に安定した形態が配されるように、すべての国務においては、殊に有力な王国や都市の統治においては、秩序が必要である。

だが、不分明でしかも混乱して国務が行なわれており、また混乱が続くであろうがゆえに、確固たるものは何もありません、何事も確立されず、永続できない。むしろすべてが混沌とせしめられ、遠からず崩壊するのは必定である。このかくも広大で力ある都市の統治において不確実な道理と法によって、というよりむしろ混沌とし混乱するなかで、非常に多くの物事が処理され、それ故に公的であれ私的であれ多くの不都合が伴い、この都市の政治体制（status）もいつの間にか動揺せしめられるのを彼ら〔プリオーレ達〕は見た」。

Bene quidem prudenterque cogitaverunt Magnifici viri priores artium vexilliferque iustitie, quibus anno millesimoquadragesimo octavo mensibus Septembris atque Octobris presse florentine rei publice, ut nos nunc presumes, sorte obvenit, quod in omnibus negotijs et maxime in gubernatione regnorum civitatumque

potentum necessarius est ordo et ut certa stabilisque rebus gerendis forma sit attributa. Et quod unde indistincte atque permiste res aguntur et confuse vivatur, nichil stabile nichil firmum aut perpetuum esse potest. Sed omnia perturbari et infra non longum temporis spatium corrumpere necesse sit. Videruntque pleraque in gubernatione huius tam ample civitatis tamque potentis non certis rationibus legibusque administrari sed confuse potius atque implicite Et inde posse et multas cum publicas tum privatas incommoditates sequi statumque eius sensim labefactari.

ここで強調されている政治的・法的混迷としては、1378年に起こったチョンピー一揆とそれに続く政治的混乱、さらにミラノ公国との戦争と財政難を切り抜けてきた1393年以降の体制も含まれていよう。しかし、その中で大きな関心事は、そうした政治的状況への対応というよりも、見直されないままに累積してきた法の整理・一元化にあった。そのことは、上の文章に続く次の文言から看取できる。

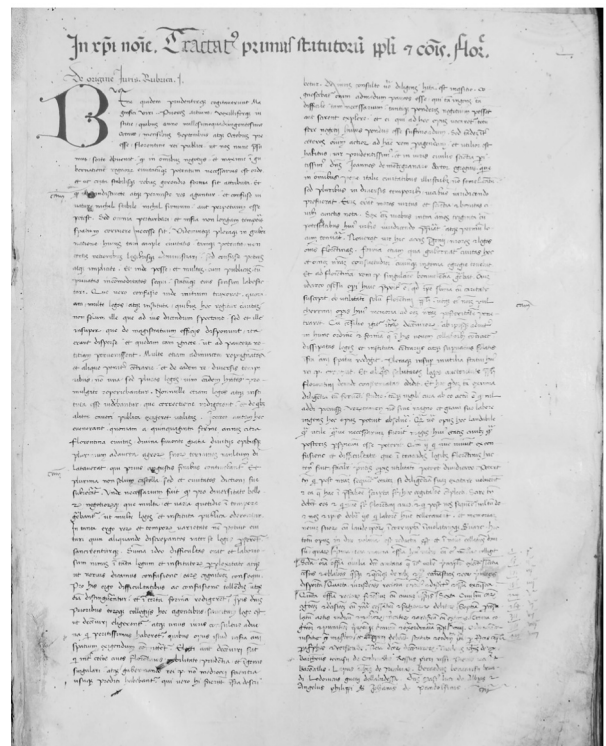


図2 1409年条例案前文（ASF, Statuti del Comune di Firenze, 23, c.1r）

このページにおいてのみ、大文字（冒頭の一文“Bene quidem prudenterque.....”の最初の大文字B）が朱書きされている。

「実のところ混乱はそこから始まっていた。この都市が統治されるうえでの多くの規定と制度が、即ち法規範を定めることを目指すものだけでなくさらに役人の職務について規定するものまでが、かくもまちまちだったからであり、そのいくつかのものはあまりに知られていないために、わずかな者しかそれらを認識していないほどだったからである。そのうえ多くの規定が相互に矛盾していて、正反対のものさえあり、同じことについて異なる時々、一つではなく同じ効力を持つ複数の法規が公布されて定められた。さらにはいかなる規定も制度も改訂を要するとは見られず、それらについて別の形で公益が配慮される必要があるとも見なされなかった。それ故に、間違いなくこの50年来、フィレンツェ市が神の恩寵と豊富な助力を最大限に受けて、かつては狭い範囲を囲んでいたその領域の境界を何倍にも拡大するにつれて、逆にこれらの矛盾する法規が生じたのである。そして、非常に多くの城塞のみならず都市も、フィレンツェの言葉に従った。そこで、戦争と交渉の在り方が多様になったために、多くの公的規定や制度が見出されるにつれて、多くの様々な規定が日々時々制定されることが不可欠となった。物事と時とが非常に多様であるなかで、ときに自己矛盾を起こす法規が公布されたり承認されたりすることは避けられなかった。それ故、規定と制度の大きな混迷の中で、さらにより本当のところを言うなら、それらの混乱の中で正しい認識を得ることが最大の困難となり、非常に重荷となった」²⁷。

Que vero confusio inde initium traxerat quoniam multe leges atque instituta quibus hec regitur civitas non solum ille que ad ius dicendum spectant sed et ille insuper que de magistratuum officiis disponunt ita erant disperse et quedam tam ignote ut ad paucorum notitiam pervenissent. Multe etiam adinvicem repugnantes et alique penitus contrarie et de eadem re diversis temporibus non una sed plures leges vim eandem habentes promulgate reperiebantur. Non nulle etiam leges atque instituta esse videbantur que correctione indigerent et de quibus aliter caveri publica exigeret utilitas. Iccirco autem hec evenerant quoniam a quinquaginta firme annis citra florentina civitas divina favente gratia divitiis

[sic] opibusque plurimum ad aucta agrorum suorum terminos multum dilataverat, qui prius angustis finibus continebantur. Et plurima non solum castella sed et civitates dictioni sue subiecantur. Unde necessarium fuit quod pro diversitate bellorum negotiorumque que multa et varia quotidie in tempore gerebantur ut multe leges et instituta publica odorentur. In tanta ergo rerum et temporum varietate non potuit evitari quin aliquando discrepantes inter se leges proferrentur sancirenturque. Summa ideo difficultas erat et laboriosum nimis in tanta legum et institutorum perplexitate atque, ut verius dicamus, confusione earum cognitionem consequi.

ここに述べられている法的混乱、矛盾する法規が混在する状態は、まずもって変転するフィレンツェの都市の内政に関わるものであろう。しかしながら、「領域の境界を何倍にも拡大するにつれて、逆にこれらの矛盾する法規が生じた云々」というくぐりには、領域行政に関わる問題、たとえば、領域行政官の管轄や従属共同体の位置づけに関わる法的矛盾をも示唆しているように読める。支配領域の拡大に伴って必要が生じる都度に作られていった法規定が、統合されないままにフィレンツェ領域に混在していたからである。

1355年のポデスタ条例にも、フィレンツェから領域に派遣される行政官としてのポデスタの役職に関する規定は存在する²⁸。しかし、勿論、それで領域全体の行政機構を包括することができたわけもなく、個々の地域や状況への対応は、政令等、都市法とは別の法規定を定めて行われていた。それらは、前文に言うように、矛盾することもあったろう。また、先に触れたように、フィレンツェから領域の各共同体へ派遣されるポデスタやカピターノは、形式的には後者に招聘されるもので、彼らにはフィレンツェの法と利益よりも任地の法と利益を優先する義務があった。14世紀後半にフィレンツェ共和国の支配領域が著しく拡大した結果、このように1355年の都市法を基盤としながら、地域・状況ごとに個別対応が行われる体制では、領域支配に関わる法的な諸問題を体系的に処理しきれなくなっていたと考えられる。そこで、「この困難と混乱のいずれもが

取り除かれるためには、総てが区分され、然るべき形に収められるべき」(Pro his ergo difficultatibus ac confusione tollendis utque omnia distinguerentur et in certam formam redigerentur)²⁹であるという認識が生まれ、大々的な都市法の見直しが行われることとなった。

先述のように、既に1394年12月の政令は、長年の放置による法規制の混乱と矛盾を指摘し、1408年10月の政令も、条例や規定や政令等のうちに存在している矛盾や「余分なもの」、不合理な要素の処理を明言している。しかし、この前文ほどに詳しく且つ領域全体の支配をうかがわせるような表現はない。前文が示す現状認識は、先行する政令の認識を継承したのみならず、特に策定委員達と法律顧問たるジョヴァンニ・ダ・モンテグラナーロが有していたものと言えよう。そもそも、こうした編纂の経緯や動機が、条例の前文中でかくも詳述されることは異例である。また、前置きとして主キリストや聖母に捧げる定型の文言がなく、いきなり上記のような内容に入る点も一般的な条例の形式を逸脱している³⁰。こうした点からも、1409年の条例起草の理念が、従来とは異なるものであったことが考えられる。

タンツィーニは、この前文の表題「De origine iuris」および次の項目の表題「De legibus」が、ローマ法の学説集『学説彙纂』第1書の第2節および第3節の題目に一致するところから、この条例全体がローマ法を意識したものであることを指摘する³¹。彼も認めるように、内容的にはこれら2つの条項と『学説彙纂』との間に関連性はない。それでも表題の一致によって、この新法の背後にローマ法という普遍的な法律の存在を窺わせ、新法の正当化を図ったというのである。確かにこうした抽象的な題目は、通常の都市法には見られないものである。タンツィーニの主張するような意図が、実際にあったかどうかは判断しかねるが、少なくとも『学説彙纂』の構成から影響を受けている可能性は高い。

また、この前文の後半部分には、条例全体の章構成が簡潔に列挙され、該当ページを指示する書き込みが右脇に加筆されている。通常の都市法においても各章冒頭に目次が付されるが、前文でその都市法全体の章構成が示されることはない。勿論、都市法は、一定の秩序や理念に従った章構成を有しているが、それがこのような形で明示されることはないの

である。ここに法体系を秩序立てようとする策定委員、特に法の専門家であるジョヴァンニ・ダ・モンテグラナーロの意思を見ることは可能であろう。

具体的には、第1章はプリオーレをはじめとする重要な役職に関する規定であり³²、第2章はその他の官職について規定する³³。第3章には進行中の大聖堂新築工事に関するものを含め、領域内の教会・修道院の管理に関する規定がまとめられている。都市の宗教的中核である大聖堂をはじめとして、教会や修道院の管理に都市当局が深く関与するのは当然のことであったが、それがこうした形で条例にまとめられているのは興味深い³⁴。そして第4章に、我々の関心事である領域支配に関わる規定がまとめられている³⁵。第5章はフィレンツェの都市外から招聘される、ポDESTA等の外国人役人についての規定³⁶、第6章は民事訴訟に関する規定、第7章は同業組合(アルテ)に関する規定と税務関係の規定³⁷、第8章は様々な罰則規定であり、後半部分に「特別規定」(Incipit tractatus et materia extraordinariorum)として、随時必要に応じて定められてきた規定がまとめられている³⁸。そして、最後に第9章として、13世紀末に作られた「正義の規定」(Ordinamenti della Giustizia)の内容が更新されたうえ、全文収録されている³⁹。

但し、かなり多くの規定は1355年条例以来の規定を引き継いでいる。表現そのものを引き写していることも多く、1355年(勿論、それ自体が1322~25年の条例の内容を取り込んでいる)によって定められた法規範は、基本的に健在であったことが判る⁴⁰。さらに、本来であれば訂正されて然るべき内容が放置されている箇所も見られる⁴¹。その意味では、1409年条例は1355年の条例の内容を一新したわけではない。むしろ、それまでの50年間に個々に定められた規定を整理し、体系的にまとめ直すことが、この新都市法制定の重要な意味であった⁴²。

5 フィレンツェの領域支配の意識と構造

このように、既存の法規定の相互に整合性を持たせ、全体をまとめ直すことに重要性があった1409年条例案であるが、その第1章第1条「法規について」は、従来の都市法には見られなかった明確な領域支配意識を示している⁴³。

「我らがフィレンツェの都市はその全領域と共に我らの法規定によって治められ、支配されることを

我々は定める。それは、我らの固有の領域の諸地域が、かつて我らの権威の下で作られあるいは確認された法規なり法なり条例なりに服したことがない限りにおいてである。しかるに前述の領域とその諸地域とは、都市、地域、カステッロ [防衛集落]、城塞、村落、海、港、島、沼沢、谷、高地、山地、そして、我々の誰によってであれ、我らの名において統治され、支配され、維持され、領有されている場所、そして、何らかの同盟ないし特別な協約によって我々と結ばれたのでない限りは、将来、極めて有利な状況で獲得されるであろう場所、そうした場所をどこであろうと指すものとする。その限りにおいてそれらの地域が、かかる同盟や協約によって、安堵されるべきことを我々は望み、命じ、定めるものである」。

Urbem nostram florentinam cum toto territorio legibus nostris regi et gubernari decernimus, nisi et quatenus loca nostri territorii propriis militare legibus vel statutis que tunc nostra auctoritate confecta aut confirmata fuerint. Territorium autem predictum et loca eius decernimus fore civitates terras castra oppida villas mare portus insulas padules aquas valles alpes montaneas et loca quecumque que per nos quoslibet et nostro nomine reguntur gubernantur tenentur vel possidentur et in futurum favente altissimo acquiruntur, nisi aliquo federe vel speciali pacto nobis junguerentur, [sic] que eatenus fit suis federibus et pactis conservari volumus iubemus et decernimus.

フィレンツェの支配する「領域」(territorium) の概念が、ここに明示されている。それはフィレンツェの名において「統治され、支配され、維持され、領有されている」全地域であり、将来的にフィレンツェが獲得する地域も含まれる。その全域が、一つの法の下になければならないのである。当時はアレツォ征服からピサ征服までに至る時期で、フィレンツェの支配領域は急速に拡大していた。そうした現状に応じて、フィレンツェ共和国の支配下に入った「全領域」が、フィレンツェの都市法の下に置かれることが強調されるのは、蓋し当然であろう。都市国家連合を脱して領域を一円的に捉えようとする意識の存在を、その背後に想定することができる⁴⁴。

さらにこの意識は、皇帝からフィレンツェに領域支配権が公認されたことによっても、強化されたと思われる。1401年、皇帝ループレヒト (位1400-10) はフィレンツェからの経済的支援の代償として、共和国の支配下に服した地域の司法権をフィレンツェに特権として認可した。同時代のフィレンツェ人ブオナッコルソ・ピッチェの回想録によれば、1401年、「我々がコムーネは皇帝に10万金フィオリニを贈り」、「皇帝権 (imperio) からの特権として我々が得た領域の支配権を皇帝が確認し、さらに同様にアレツォ、モンテプルチャーノ、当時、我々が領有していた帝国領域 (imperio) の他の全ての地域が譲られた」のであった⁴⁵。

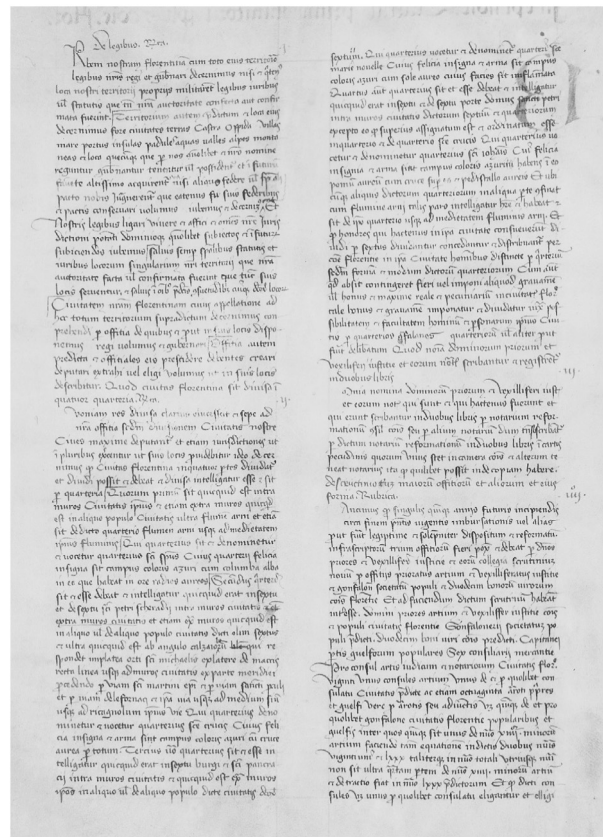


図3 1409年条例案第1章第1条～第4条 (ASF, Statuti del Comune di Firenze, 23, c.Iv)

各節の冒頭部分の大文字が抜けており、その代わりに下書きの小さな文字が書き込まれている。たとえば、画面では、左上の第1条冒頭の単語は「Rbem」と見えるが、その左方に v (u) が薄く書かれており、本来は「urbem」である。

実際にこの特権付与の文書は、1401年7月4日付で交付されているが、そこでは支配領域へのフィレンツェ都市法の適用がより明確になっている。即ち「前述のフィレンツェ市、そのコンタードと領域、そして上記と下記の諸都市、土地、地域は、くだん

の「フィレンツェ」のポーポロとコムーネによって選任された役人によって、その役人が市民であれ外国人であれ、前述のポーポロとコムーネの現行のあるいは将来編纂される法と規定の形式に則って、支配され、統治されるべき」であるとして、それ以外の権威に基づく統治は排除されるべきである旨が明言されているのである。この特権を得たことは、1409年条例案の第1条に見られる領域支配理念を支持したであろうし、その文言そのものに影響した可能性もある⁴⁶。

但し、条例案においては付帯的な条件として、「かつて我らの権威の下で作られあるいは確認された法規なり法なり条例なりに服したことがない限り」、「何らかの同盟ないし特別な協約によって我々と結ばれたのでない限り」とあることが目を引く。前述のように、フィレンツェと領域の共同体とが同盟関係にあって、後者の法がフィレンツェによって承認されたものである場合、それに重ねてフィレンツェの法を適用することはできないという結論が既に出されていた。それを踏まえてのことと考えられる。フィレンツェを中心とする一元的な領域の理念と、従属共同体に対して、フィレンツェが圧倒的な優位性をもって自らの法を強制することはできないという現実との妥協が、ここに透けて見える。

この法的多元主義は、これに続く部分でさらに明らかになる。

「そして、総ての者が、服属するいかなる者達も、そして将来服属せしめられるべき者達も、我らの法規定により、我らの司法権、権力、そして支配に結びつけられ、これと共に生き、その下に置かれることを我々は命ずる。但し、我らの領域の個々の地域にあって常に自主的に作られた条例や法による場合を除く。それらの条例や法は、我らの権威の下で制定され、あるいは確認され、そしてその後、その場所に保管されているはずである。また、何であれ前述の地域のそれぞれで一般化している慣習に従う場合も除く。

我々は、上述の総ての領域が、今ここでフィレンツェの都市の名の下に統括されるべきであると定め、その我らの都市フィレンツェが、それぞれ然るべく適所に我々が配するはずの役職を通じて、統治され支配されることを望む。しかるに前述の役職とそれらの役職を担わなければならない役人達が、当該箇所規定されているように、選ばれ、任命され、抜

擢され、あるいは選出されることを我々は望むものである」。

Et nostris legibus ligari vivere et affici et omnes nostre iurisdictioni potestati dominioque quoslibet subiectos et in futurum subiciendos iubemus; salvis semper spontalibus statutis et iuribus locorum singularium nostri territorii que nostra auctoritate facta vel confirmata fuerint que tunc suis locis servantur et salvis in omnibus predictis consuetudinibus cuiusque dictorum locorum.

Civitatem nostram florentinam cuius appellatione ad hoc totum territorium supradictum decernimus comprehendere, per officia de quibus et prout in suis locis disponemus, regi volumus et gubernari. Officia autem predicta et officiales eis presidere debentes creari deputari extrahi vel eligi volumus ut in suis locis describitur.

共和国領域の従属共同体は、フィレンツェの「司法権、権力、そして支配に結びつけられ、これと共に生き、その下に置かれる」べきことが明言される一方で、各地域固有に定められた法規が、フィレンツェから認証されていれば、これがフィレンツェの法に優先することも認められている。これらの領域は「フィレンツェの都市の名の下に統括されるべき」である。しかし、フィレンツェの都市法は、支配都市の法であるが故にフィレンツェ共和国全体の法律という側面を持ちながら、必ずしも各領域共同体の法の上に置かれているわけではない。前述のように、征服される以前にコムーネとして自治権を有していた共同体は、フィレンツェ支配下に入っても、従来の権利を基本的に認められた。それは、これらの従属共同体と支配都市フィレンツェとの関係が、一種の同盟関係と認識されたからである。

このように一元的支配を志向しているようでありながら、実態としては、法的多元性を領域に認めざるを得なかったのが、当時のフィレンツェ共和国であった。それ故にこそ、法的に多元化している領域をどのように統括するかが、フィレンツェ政府の大きな関心となったはずである。領域の従属共同体の固有法は、フィレンツェ政府によって認証された限りにおいて発効し得た。1409年条例案の第2章第

149条に、「[プリアーレ] 閣下方はコッレージ(補佐委員会)と共にコンタードの条例を認証できること」という条項がある⁴⁷。認証(approvazione)はプリアーレとコッレージ自身あるいは代理を通して行われることになっており、認証委員は「代理」と位置づけられた。この認証制度を通じて、領域共同体の固有法はフィレンツェによって制御されたのである。ファーザノ=グワリーニによれば、既に1380年頃から4人の認証委員(approvatori)の存在が確認されるが、タンツィーニによると、それ以前からコンタードの共同体の法規がフィレンツェ当局によって認証されていた形跡がある⁴⁸。

重要なのは、「フィレンツェのコンタードとディストレット」の従属共同体・都市の条例について、当局が「前述のフィレンツェのコムーネの名誉と人々の利便に合致すると思われるように、条例を修正し変更し、これに追加ないし削除する」(ea corrigere et mutare et eis addere et detrahere prout honor dicti communis Florentie et utilitati hominum convenire videbunt)ことができると、この第149条に明記されている点である。また、従属共同体が、条例の認証を受けた後に、無断でそれを改変することを禁じる規定も見出される。第4章第76条「ポデスタは、認証されたコンタードの条例を遵守しなければならず、また認証されたものは、上記の共同体によって削除されえないこと」が、それである⁴⁹。こうした制度によって、フィレンツェ政府は従属共同体の固有法に介入する機会を確保していた。実際、従属共同体ごとにまとめられ、フィレンツェ当局側で保管された認証記録を見ると、既に14世紀末から条例の内容や表現がかなり細かく検討・修正されていることが判る。たとえば、フィレンツェ南方のサン・ドナート・イン・ポッジョの条例に関しては、1406年から1407年の条例認証を確認できる。第149条は、以前から実施されていた認証制度を改めて明文化したことになる⁵⁰。

また、かつてフィレンツェに比肩する有力コムーネであったアレツォやピサの内政については、征服後、フィレンツェ人の委員がこれらの都市の条例改定のために派遣され、フィレンツェ共和国の支配に沿った形に条例を修正・再編した。この作業には被支配都市の市民も関与しており、地元の権力との共同という形にはなっていたが、あくまでも上位にフィレンツェ政府が存在することを前提としたもの

であり、またその後の改定については、やはりフィレンツェの認証を得る必要があった⁵¹。さらに個々の事例に対する対応は、政令の形で行われていた。1408年の政令議事録によれば、6月には、フィレンツェ北方にあるサン・ピエロ・ア・シエーヴェのレーガ(後述)のポデスタ選出に関するレーガの側からの請願に対応して、選出方法を定めた政令が審議・承認されており⁵²、翌月にはフィレンツェ南西のサン・ジミニャーノのポデスタと、共和国領域の東北端に位置づけられるポデーレ・フィオレンティーノのヴィカリオのそれぞれ(相互に関係はない)について、権限を規定する政令も出されている⁵³。

このように14世紀後半から進行していた領域行政組織・制度の整備は、1409年条例案において初めて、その体系化が試みられた⁵⁴。たとえば1355年のカピターノ・デル・ポーポロ条例には、レーガ(同盟)と呼ばれるコンタードの行政組織の構成に関する詳細なリストがあるが、領域行政そのものに関わる規定が編纂されているわけではない⁵⁵。既に触れたように、同年のポデスタ条例も同様である。

勿論、フィレンツェの条例が領域行政に関わるすべてを規定する訳ではなく、従属共同体の内政については、当該共同体それぞれの条例や規定が存在した。条例に体系化されたのは、フィレンツェの領域支配に関わる側面である。それを明確に示すのが第4章(「以下はフィレンツェのコンタードおよびそのレーガの役人に関する第4章である」との表題がある)であり(図4)、ピサやアレツォをはじめとするフィレンツェ領域の諸コムーネ・共同体の行政・司法に関わる役人の職務内容や権限が、全99条にわたって規定されている⁵⁶。第1条「ピサの都市のカピターノの役職と権限について」、第44条「サン・ジミニャーノのポデスタの役職と司法権および同地の他の共同体について」(この条項には、前述の1408年7月の政令の内容がほぼ同一の表現で組み込まれている)のように⁵⁷、具体的な個別地域のカピターノやポデスタ、ヴィカリオ(代官)の権限・資格を定めたものが多いが、第60条「フィレンツェのコンタードおよびディストレットのポデスタやヴィカリオの司法権、権威、権力について」や第66条「フィレンツェのコンタードおよびディストレットのヴィカリオやカピターノは、コンタードのポデスタあるいはその配下の役人を起訴できないこと」のように、領域全体を包括する規定も含まれ

ている⁵⁸。相対的にピサに関わる条項が多いのであるが、これは、征服して間もないピサの統治が重要な関心事だったためであろう。たとえば、第1条ではピサのカピターノがフィレンツェ市民から選ばれること、その配下の法律家等もピサ人であってはならないこと等が明記されている。

一方、第60条は、領域の各地を管轄する諸役人について、特に負債者の処置に関する権限を規定したもので、多様な領域行政官が権限の点で等しく扱われ、役職間あるいは地域間での差異の見られない点が興味深い。領域行政に関わる役職をほぼ一括した「フィレンツェのいずれかの地域、レーガ、地方、あるいは地区、コンタードないしディストレットのいかなるポデスタ、ヴィカリオ、カピターノ、その他の役人でも」(aliquis potestas vicarius capitaneus et seu aliquis officialis alicuius terre lige provincie et seu loci comitatus vel districtus Florentiae) という表現は、従属共同体ごとの個別事情を捨象して、全領域に均一に及ぶことをイメージした、フィレンツェ政府の法的権限を示唆している⁵⁹。第66条も、ヴィカリオおよびカピターノとポデスタの権能区分を領域全体の原則として定めたものである。領域全体を統轄しようとするフィレンツェ政府の(直接的には策定委員達に代表される)意識をここに見出すことは、可能であろう。

領域支配権の認識という点では、第22条「アレツォの都市は永久にフィレンツェのコンタードに属すこと」も示唆的である。1409年の時点では、アレツォがフィレンツェ支配下に入って20年以上を経ているが、改めてアレツォの支配権をフィレンツェが有することが明文化されている⁶⁰。特にアレツォの都市とその領域について、フィレンツェを「真の主人、統治者、為政者」(verum dominum superiorem et gubernatorem et administratorem)と位置づけ、アレツォがフィレンツェの「至上権、司法権、支配権、権力、支配の下に置かれ、これに服属し、命令に従う」(sub imperio jurisdictione dominio potestate signoria obedientia et dispositione)もとする文言は、両者の関係が決して同盟関係ではないことを明示する⁶¹。ピサについてはこうした表現がないが、これより数年後の1413年に作成されたピサの条例改定録の前文には、フィレンツェの「至上権と支配権の下で、ピサの都市とコムーネが支配され、幸せに統治されている」(…civitatis Florentie sub cuius imperio atque dominio dicta civitas et commune pisarum regitur et feliciter gubernatur) という表現が見出される⁶²。どちらの例でも「imperium」の用語が「至上権」と解釈され得ることは、興味深い。皇帝権力に由来する「imperium」は、14世紀の間に前述の「王は王国内では皇帝である」という理念に従って、王がその領域内で行使できる至上の権力と認識されるようになった。即ちこの表現において、フィレンツェは正しく領域の支配者ないし主人として振る舞っているのである⁶³。

おわりに

以上、1409年条例案の検討を中心に、15世紀初頭のフィレンツェ共和国における領域行政を一考してみた。領域支配の構造はフィレンツェ共和国という国家の在り方、さらには中世末期イタリアの領域国家の性格にも関わる問題である。15世紀初頭のフィレンツェ共和国について、明確に一元的な領域支配を見出すことは無論、不可能である。一元的領域支配の進行をある種の近代性と結びつけて考えることにも、慎重でなければならないであろう⁶⁴。

しかしながら、本稿での分析が示唆する限り、14世紀末から15世紀初頭にかけて領域支配概念が大きく変化していたことは、認めることができよう。

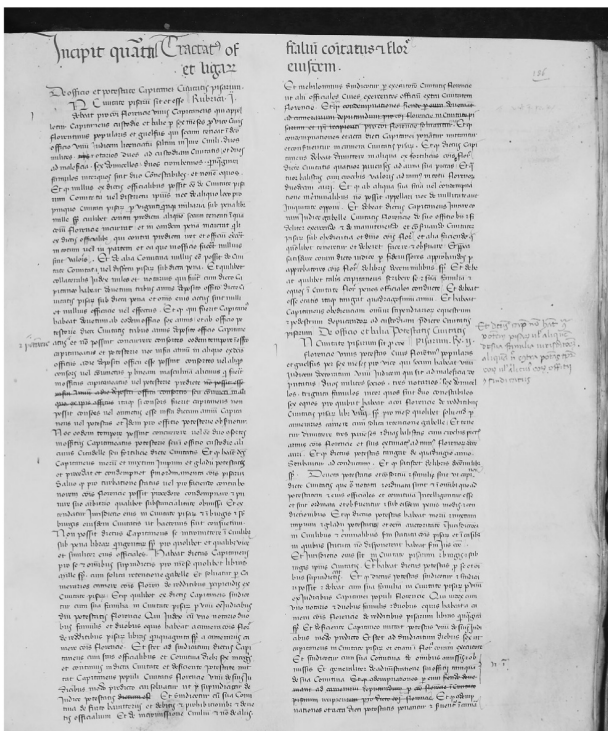


図4 1409年条例案第4章冒頭 (ASF, Statuti del Comune di Firenze, 23, c.186r)

ここでは基本的に、1409年条例案の背景にある理念を分析したが、今後は第4章の内容のさらに詳細な検討を通じて、領域行政の実態と支配理念とを比較しつつ、15世紀のフィレンツェ共和国の国家形態を検証したいと思う。

未刊行史料

Archivio di Stato di Arezzo

Cancelleria comunitativa, 002, Lettere e scritture antiche diverse, 1 (Documenti di varia natura, riuniti per uso della Cancelleria secc. XIV-XVI).
Statuti e riforme, 4 (Riforme operate dai riformatori fiorentini 1388-1396).

Archivio di Stato di Firenze

Consulte e pratiche, 39 (1408. gen. 20-1409. apr. 1)
Provvisioni, Registri, 83 (1394. mar. 26-1395. feb. 26)
Provvisioni, Registri, 97 (1408. mar. 30-1409. mar. 12)
Statuti del Comune di Firenze, 10 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355).
Statuti del Comune di Firenze, 11 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355).
Statuti del Comune di Firenze, 12 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355 in latino e volgare)
Statuti del Comune di Firenze, 13 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355 in volgare).
Statuti del Comune di Firenze, 14 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355, libro I in volgare).
Statuti del Comune di Firenze, 15 (Statuto del Capitano del Popolo, 1355, frammenti).
Statuti del Comune di Firenze, 16 (Statuto del Podestà, 1355, con le postille del 1370).
Statuti del Comune di Firenze, 17 (Statuto del Podestà, 1355, con le aggiunte del 1365 e 1366)
Statuti del Comune di Firenze, 18 (Statuto del Podestà, 1355, con le postille dal 1365 al 1400).
Statuti del Comune di Firenze, 19 (Statuto del Podestà, 1355 in volgare).
Statuti del Comune di Firenze, 20 (Statuto del Podestà, 1355).
Statuti del Comune di Firenze, 22 (Statuto del Podestà, 1355, frammenti).
Statuti del Comune di Firenze, 23 (Statuti del 1409)
[本稿では以下Statuti 23と略称].
Statuti del Comune di Firenze, 24 (Statuti del 1415, libri I-IV, con una postilla del 1477).
Statuti del Comune di Firenze, 28 (Statuti del 1415).
Statuti del Comune di Firenze, 29 (Statuti del 1415, con le aggiunte sino al 1494).
Statuti del Comune di Firenze, 30 (Statuti del 1415).
Statuti delle comunità autonome e soggette, 754 (S. Donato in Poggio, 1406-1569).

Archivio di Stato di Pisa

Comune di Pisa, Divisione B, 1 (Statuta, ordinamenta provisiones reformationes atque decreta 1248-1455).

文献・刊行史料

Brown, A. (2000): The Language of Empire, in Connell, W. J. - Zorzi, A. (eds.), *Florentine Tuscany. Structures and Practices of Power*, Cambridge, 32-47.
Black, J. (2000) : Constitutional Ambitions, Legal Realities and the Florentine State, in Connell, W. J.-Zorzi, A. (eds.), *Florentine Tuscany. Structures and Practices of Power*, Cambridge, 48-64.
Caggese, R. (a cura di) (1910): *Statuti della Repubblica Fiorentina, vol.I, Statuto del Capitano del Popolo degli anni 1322-25*, Firenze.
Caggese, R. (a cura di) (1921): *Statuti della Repubblica Fiorentina, vol.II, Statuto del Podestà dell'anno 1325*, Firenze.
Calasso, F. (1954): *Medioevo del diritto 1°*, Le fonti, Milano
Caravale, M. (1994): *Ordinamenti giuridici dell'Europa medievale*, Bologna.
Chittolini, G. (1996a) : *Città, comunità e feudi negli stati dell'Italia centro-settentrionale (secoli XIV-XVI)*, Milano.
Chittolini, G. (1996b): A Geography of the "Contadi" in Communal Italy, in Cohn Jr., S. K. - Epstein, S. A. (eds.), *Portraits of Medieval and Renaissance Living*, Ann Arbor, 417-438.
Chittolini, G. (2005): Ricerche sull'ordinamento territoriale del dominio fiorentino agli inizi del secolo XV, in Chittolini, G., *La formazione dello Stato regionale e gli istituzioni del contado. Secoli XIV e XV*, Milano (rist.), 292-352.
Fasano Guarini, E. (1989): Gli statuti delle città soggette a Firenze tra '400 e '500. Riforme locali e interventi centrali, in Chittolini, G. - Willoweit, D. (a cura di), *Statuti città territory in Italia e Germania tra medioevo ed età moderna*, Bologna, 1989, pp. 69-144.
Fubini, R. (1987): Classe dirigente ed esercizio della diplomazia nella Firenze quattrocentesca, in AA.VV., *I ceti dirigenti nella Toscana del Quattrocento*, Monte Oriolo, 117-189.
Fubini, R. (2007): *Italia quattrocentesca. Politica e diplomazia nell'età di Lorenzo il magnifico*, Milano, 7° edizione.
Gothofredi, D. (ed.) (1828): *Corpus juris civilis romani*, Tomus I, Napoli.
Guidi, G. (1981): *Il governo della città-repubblica di Firenze del primo Quattrocento III*, Firenze.
Lanza, A. (1991): *Firenze contro Milano (1390-1440)*, Anzio (Roma).
Leicht, P. S. (1966): *Storia del diritto italiano. Le fonti*,

- Milano
- Mazzacane, A. (1994): *Diritto e giuristi nella formazione dello Stato moderno in Italia*, in Chittorini, G. - Molho, A. - Schiera, P. (a cura di), *Origini dello Stato. Processi di formazione statale in Italia fra medioevo ed età moderna*, Bologna, 331-347.
- Molho, A. (1971): *Florentine Public Finances in the early Renaissance 1400-1433*, Cambridge Mass.
- Ninci, R. (a cura di) (1991): *Le consulte e pratiche della Repubblica fiorentina (1404)*, Roma.
- Petralia, G. (2000) : *Fiscality, Politics and Dominion in Florentine Tuscany at the End of the Middle Ages*, in Connell, W. J. - Zorzi, A. (eds.), *Florentine Tuscany. Structures and Practices of Power*, Cambridge, 65-89.
- Pitti, Bonaccorso (1991): *Marchand et aventurier florentin*, traduits par Fiorato, A. C. - Giovannetti, H. - Lucas, C., Montreuil.
- Salvadori, P. (1996) : *Lorenzo dei Medici e le comunità soggette. Tra pressioni e resistenze*, in AA.VV., *La Toscana al tempo di Lorenzo il Magnifico III*, Pisa, 1996, 891-906.
- Salvadori, P. (2000): *Dominio e patronato. Lorenzo dei Medici e la Toscana nel Quattrocento*, Roma.
- Tanzini, L. (2004): *Statuti e legislazione a Firenze dal 1355 al 1415. Lo Statuto cittadino del 1409*, Firenze.
- Tanzini, L. (2005): *Un aspetto della costruzione dello stato territoriale fiorentino: Il registro di approvazioni degli statuti del dominio (1393-1403)*, in *Società e storia*, 107, 1-36.
- Tanzini, L. (2007a): *Il governo delle leggi. Norme e pratiche delle istituzioni a Firenze dalla fine del Duecento all'inizio del Quattrocento*, Firenze.
- Tanzini, L. (2007b): *Alle origini della Toscana moderna. Firenze e gli statuti delle comunità soggette tra XIV e XVI secolo*, Firenze.
- De Vergottini, G. (1993): *Il diritto pubblico italiano nei secoli XII-XV*, Milano
- Villani, Giovanni (1991): *Nuova Cronica*, vol. III, a cura di Porta, Parma.
- Zorzi, A. (2000): *The 'Material Constitution' of the Florentine Dominion*, in Connell, W. J. - Zorzi, A. (eds.), *Florentine Tuscany. Structures and Practices of Power*, Cambridge, 6-31.
- Zorzi, A. (2003): *Gli statuti di Firenze del 1322-1325. Regimi politici e produzione normative*, in Dondarini, R. - Varanini, G. M - Venticelli, M. (a cura di), *Signori, regimi signorili e statuti nel tardo medioevo*, 123-141
- 勝田有恒・森征一・山内進 (編著) (2004) : 『概説西洋法制史』, ミネルヴァ書房.
- 齊藤寛海 (2002) : 『中世後期イタリアの商業と都市』, 知泉書館.
- 清水廣一郎 (1975) : 『イタリア中世都市の領域支配』, 同
- 『イタリア中世都市国家研究』, 岩波書店, 59-125.
- 田中実 (2003) : 『一五世紀普通法学の法解釈方法論の一端』, 金山直樹編『法における歴史と解釈』, 法政大学出版社, 41-92.
- 徳橋曜 (2007) : 『15世紀フィレンツェの領域行政と従属コムーネ』, 『中世・近世イタリアにおける地方文化の発展とその環境』 (科学研究費補助金研究成果報告書, 研究代表者山辺規子), 123-141.
- 徳橋曜 (2008) : 『15世紀フィレンツェの領域支配と支配権の概念』, 笠谷和比古編『公家と武家IV』, 思文閣出版, 446-465.
- 三森のぞみ (2006) : 『フィレンツェにおける近世的政治秩序の形成』, 『歴史学研究』 822, 2006, 1-13.

注

- ¹ Chittolini, G. (1996a), 32-37.
- ² Zorzi, A. (2000), 11.
- ³ フィレンツェ共和国の中核は、都市フィレンツェ (市壁外の周辺地域を含む) である。さらにその周囲に広がる農村領域はコンタードと呼ばれ、都市司教区の範囲であると同時に、原則的に都市の支配権に服すべきものと想定された。清水廣一郎 (1975), 61-68; 齊藤寛海 (2002), 422-424.
- ⁴ 徳橋曜 (2007); 徳橋曜 (2008).
- ⁵ たとえば Chittolini, G. (2005).
- ⁶ Zorzi, A. (2000), 8, 22, 30-31.
- ⁷ Chittolini, G. (1996a), 11-13, 27-35; Chittolini, G. (1996b), 428-433; Guidi, G. (1981), 3-151.
- ⁸ 齊藤寛海 (2002), 369-372, 424; Guidi, G. (1981), 164-165; Salvadori, P. (1996), 892-893; Salvadori, P. (2000), 13-31; Petralia, G. (2000), 67-70.
- ⁹ Molho, A. (1971), 42-44. Guidi, G. (1981), 175-177.
- ¹⁰ Leicht, P. S. (1966), 152-155, 158-159; Calasso, F. (1954), 497-498; De Vergottini, G. (1993), 179-276; Mazzacane, A. (1994), 338-340; Caravale, M. (1994), 509-547; 勝田・森・山内 (2004), 135-138.
- ¹¹ Black, J. (2000), 58-63. Tanzini, L. (2005), 1-2.
- ¹² Caggese, R. (1910); Caggese, R. (1921). ポデスタは12世紀から諸都市で導入された官職、カピターノ・デル・ポーポロは13世紀に現れた官職で、どちらも基本的に外部から招聘される形を取った。14世紀のフィレンツェでは両者が上級行政官職として併存したため、それぞれの権限に関わる内容を持つ都市法が、両者の職名を冠して個別に制定された。なお、フィレンツェの都市法制定の過程やシステムについては、特に Tanzini, L. (2007) が参考になる。
- ¹³ Zorzi, A. (2003), 130-133.
- ¹⁴ Statuti del Comune di Firenze, 10-20, 22.
- ¹⁵ 1365年以降に記述が追加されているマニエスクリプトが存在する。Statuti del Comune di Firenze, 16, 17 e 18.
- ¹⁶ Statuti del Comune di Firenze, 13 (Statuto del Capitano del Popolo) e 19 (Statuto del Podestà). カピターノ条例の表紙は革だけの簡略なもので、正式の

条例のように鋸を打った板製のものではない。ポDESTA 条例のオリジナルの表紙は失われている。

¹⁷ Fasano Guarini, E. (1989), 78-80. Chittolini, G. (2005), 224-265. Guidi, G. (1981), 181-182, 184-189.

¹⁸ Statuti del Comune di Firenze, 24, 28, 29 e 31 ; 三森 (2006), 5-8.

¹⁹ Provvizioni, Registri, 83, 246r ; Tanzini, L. (2004), 11 e 37. ここで言う「コムーネ」は、自治権を有する都市共同体としてのフィレンツェを包括的に意味する。

²⁰ Tanzini, L. (2004), 11-20.

²¹ Provvizioni, Registri, 97, 91v-92v, 97v. 前述の1394年の政令はポーポロ評議会（当時はむしろカピターノ評議会と称された）を239名中169名の賛成票（70.7%）で通過し、ポーポロ評議会での可決を受けたコムーネ評議会（当時はポDESTA評議会）の審議では、167名中146名の賛成票（87.4%）を得ている。Provvizioni, Registri, 83, 249r, 252r. これに比して、1408年の政令は両評議会ともより多数の賛成（76.5%と98.5%）で通過した。特にコムーネ評議会（概してポーポロ評議会よりも賛成多数となるのではあるが）においてほぼ全会一致で認められたことから、新都市法の必要に関する認識がさらに広められていたことが推測される。ただ、プロトッコロ（審議録）と呼ばれる記録が1394年と1408年のどちらについても残っていないので、具体的な議論の内容は判らない。

²² Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r. 1408年10月の政令で10名の委員は、フィレンツェの経済活動の基盤であり政治団体でもあった21の同業組合（7大組合と14小組合から成る）から選ばれ、8名は大組合の、2名は小組合のメンバーであるべきことが明記されており（Provvizioni, Registri, 97, 92r）、実際に選ばれた9名（条例案では名前が列挙されているのみ）のうち2名は小組合のメンバーである。Tanzini, L. (2004), 20.

²³ Consulte e pratiche, 39, 106v.

²⁴ Tanzini, L. (2004), 20-34. 通常の公職選出が、（様々な操作が行われるものの）抽籤を通じて行われるのに対して、特別委員会の委員は任意に選出される。従って、特別委員会のメンバーになったという経歴は、政権中枢との距離の近さを示唆すると解釈できるのである。

²⁵ Tanzini, L. (2004), 28-29 ; Fubini, R. (2007), 50-53. cf. Ninci, R. (1991).

²⁶ Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r. この前文には「j」即ち「第1条」という番号が振られているが、次の条項「法規について」(De legibus)にも同じく「j」とあって、第1条が二つ存在する。しかし、第3条以降の番号は「法規について」に続いて振られており、また内容的にも、「法の起源について」は事実上の前文と見ることができるので、本稿では両者を区別するために、「法の起源について」を前文、「法規について」を第1条として扱う。また、各葉の表ページ (rectus) の右上部にはインクで通し番号が振られており（近代の書体ではないが、15世紀の同時代のものとも判断できない）、本稿ではこれに従ってページを示す。但し、第1章の本文の前にその目次が合計3葉あり、これらにはIIからIVまでの番号（表紙をIと数えているのか？）が振ら

れている。また、86rには87と番号が書かれ、以下の番号もそれに続いているため、85vの次は87rにページが飛ぶことになる。87と書かれたページの右下部分には86という正しい番号が鉛筆で書き込まれ、以下、これに従った番号が右下に振られているが、本稿では混乱を避けるために、あくまでも右上の番号に従って、該当ページを示す（即ち、本稿で90rと示すものは、修正されたページ番号に従えば89rである）。

²⁷ Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r.

²⁸ たとえば、第1書第74条: フィレンツェのコンタードあるいはディストレットのポDESTAの任期は、下記の方法で終えられるべきこと (Che l'oficio delli podestadi del contado o distretto di Firenze si possa farci finito l'oficio nello infrascritto modo)。Statuti del Comune di Firenze, 19, 59r. この特殊な前文は1409年条例案に固有なもので、1415年条例の前文は一般的な形に戻されている。

²⁹ Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r.

³⁰ 前文の上部に第1章全体のタイトルがついているが、「キリストの名において。フィレンツェのポーポロとコムーネの条例第1章は以下のように論じられる」(In xpi nomine. / Tractatus primus statutorum populi et communis Florentiae.) という文言のみである。そして、その下に「第1条 法の起源について」と簡潔に記され、「第1条」即ち前文の本文が始まる（図2参照）。Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r. この特殊な前文は1409年条例案に固有なもので、1415年条例の前文は一般的な形に戻されている。

³¹ Tanzini, L. (2004), 51-52. なお、『学説彙纂』の二つの節の題目は、1409年条例の条項名ほど簡潔ではない。Gothofredi, D. (1828), 214, *Digesta*, Liber I, Tit. II: De origine juris, et omnium magistratuum, et successione prudentium; Gothofredi, D. (1828), 221, *Digesta*, Liber I, Tit. III: De legibus, senatusque consultis et longa consuetudine.

³² Statuti del Comune di Firenze, 23, 1r-64r.

³³ Statuti del Comune di Firenze, 23, 65r-169v.

³⁴ Statuti del Comune di Firenze, 23, 171r-184r. 勿論、これを世俗権力たる都市当局が領域内の宗教施設を一元的に管理しようとした意思の表れと、短絡して考えるべきではない。むしろ、地域の共同体ごとに行われていた管理や修復工事を包括的にまとめて規定しようとしたと考えられよう。なお、表右上に183と振られた紙が2葉あり、これらを便宜上c. 183aとc. 183bとするなら、c. 183aが実際の182枚目（前述のようにc. 87で齟齬が生じている）、c. 183bが183枚目となるが、c. 184の次葉（本来のc. 185）に186と記され、以降の番号がこれに続くので、齟齬は結局、解消されていない。

³⁵ Statuti del Comune di Firenze, 23, 186r-223v.

³⁶ Statuti del Comune di Firenze, 23, 264r-309r.

³⁷ Statuti del Comune di Firenze, 23, 311r-350r.

³⁸ Statuti del Comune di Firenze, 23, 351r-417v. このうち特別事項がまとめられているのは399r-414rで、ここには道路の通行や水利等の都市内環境に関する規定が含まれる。また、414r-416vには結婚・娼婦統制・

葬儀・洗礼の規定がある。

³⁹ Statuti del Comune di Firenze, 23, 419r-442v. 当然ながら、内容は15世紀初頭の現実に合うように修正されている。例えば、マニャーティ（豪族）と定義され、市民権を制限される家門のリストは、14世紀前半に設定されて同世紀中葉に確立した、街区（クワルティエーレ）ごとに区分されている。

⁴⁰ cf. Tanzini, L. (2004), 69-101.

⁴¹ たとえば、市内を4つの街区に分割することを規定した第3条で、サン・ジョヴァンニ街区の旗印を「青地で、上に金色の十字架が付いて金色の台座に載っている金色の果実がそこに描かれる」(“sit campus coloris azurini habens in eo pomum aureum cum cruce super eo et pedistallo aureis”)としており、この街区が設定された直後の1355年のカピターノ条例でも、やはり同旗印は「金色の果実」と記されている。しかし、この街区の旗印は通常、青地に金で描かれたサン・ジョヴァンニ洗礼堂と鍵を組み合わせたものであり、14世紀に年代記を残したジョヴァンニ・ヴィッラーニも、この街区の旗印を「青地で、大聖堂の側から見た、二つの鍵を添えた金色のサン・ジョヴァンニ洗礼堂が付いている紋章である」と述べている。Villani, Giovanni (1991), Lib. 13, XVIII, 343. 1355年の条例の規定で「金の果実」と記されている理由は不明であるが、その後、半世紀間にわたって実際には「洗礼堂」の旗印が使われたことは確認されており、それにもかかわらず、1409年条例案では（そして、1415年条例でも）1355年条例の記述をほぼそのまま転記しているのである。

⁴² 1394年と1408年の政令では変更してはならない法規定も挙げられており、グェルファ会（元来、グェルフに敵対する勢力の監視のために設けられた団体で、正確には公的機関ではないが、一種の国政監視機関であった）に関する規定、商業裁判所に関する規定、同業組合の規定、マニャーティに関する規定などについて改変が禁じられている。改変禁止の理由として、マニャーティ規制についてはフィレンツェの政治・社会に直接関わる重要規定であること、グェルファ会や同業組合については、共和国政治を支える団体の自律に関わる規定であることが推測されよう。Provvisoni, Registri, 83, 248r; Provvisoni, Registri, 97, 92r.

⁴³ Statuti del Comune di Firenze, 23, 1v. 法的に ius と lex は異なる概念として用いられるが、その区別は必ずしも明確ではない。ここでは、ius（「法」と訳す）とはある属性をもった法の全体（例えば「普遍法」ius commune）を、lex（法文）とは個別の法文ないし条文を意味するものとする。田中実（2003），42。

⁴⁴ Fubini, R. (1987), 158-163. Tanzini, L. (2004), 50-58. 三森（2006），6-7; E. Fasano Guarini, op.cit., pp. 87-88.

⁴⁵ Lanza, A. (1991), 31: quarta, che, se ciò volesse fare in quello anno, ciò fu nel 1401, che il nostro Comune gli donerebbe fiorini 100.000 d'oro; quinta, che riconfermase in vicariato quello che per brivilegi [sic] da l'imperio tenavamo, e più che ci concedesse in simile modo Arezzo, Montepulciano e tutte l'antre

[sic] terre d'imperio che allora tenavamo ecc.; Pitti, Bonaccorso (1991), 89. ここで“imperio”（帝国領域）という語が使われているのは、当時はもはや実質的な意味を持たないものの、ヴェネツィアを除く北・中部イタリアが理想的に帝国の一部であるからで、アレツォ等の支配権を皇帝から認可されたという正当性を主張するために、敢えて帝国領域に言及していると思われる。

⁴⁶ “Decernimus et iubemus dictam civitatem Florentiae suumque comitatum territorium et districtum et dictas suprascriptas et infrascriptas civitates terres et loca per officiales ac rectores tam cives quam forenses per eudem populum et commune et non per alios quacumque fungerentur auctoritate deputatos et electos vel quomodolibet deputandos regi et gubernari debere secundum formam statutorum et ordinamentorum dicti populi et communis nunc vigentium vel que in posterum edirentur” (ASF, Diplomatico, normali, 1401, luglio 4), in Tanzini, L. (2004), 18-19.

⁴⁷ Statuti del Comune di Firenze, 23, 29v: Domini cum collegiis possunt approbare statuta comitatum [sic]. Rubrica Cxlviij - Domini priores artium et vexillifer iustitie cum officiis suorum collegiorum seu due partes eorum ut dictum est possint tam per se ipsos quod per ipsorum commisarios semel et pluries et quotiescumque omnia statuta et ordinamenta edita et edenda omnium et singulorum communium comitatum castrorum civitatum et locorum comitatus et districtus Florentie videre examinare et approbare que et prout viderint convenire et ea corrigere et mutare et eis addere et detrahare prout honori dicti communis florentie et utilitati hominum convenire videbunt et quod omnia et singula que semel et seu pluries et quotiescumque providerint seu fecerint impredictis et circa predicta roboris habeant firmitatem et possint et debeant observari salvo semper honore dominio et Signoria communis Florentie nec eis in aliquo derogando. なお、巻頭の目次ではこの項目は165条となっている。cf. Tanzini, L. (2004), 238.

⁴⁸ Fasano Guarini, E. (1989), 96-97; Tanzini, L. (2005), 2, 3 e 8; Tanzini, L. (2007b), 45-72.

⁴⁹ Statuti del Comune di Firenze, 23, 211v: Potestates teneantur servare statuta comitatus approbata et quod fuirunt approbata non possint per comunitates predictas cassari.

⁵⁰ Statuti delle comunità autonome e soggette, 754, 1r-63v. Tanzini, L. (2007b), 73-112; 徳橋曜（2008），457-459.

⁵¹ Archivio di Stato di Arezzo, Cancelleria comunitativa, 002, Lettere e scritture antiche diverse, 1; Archivio di Stato di Arezzo, Statuti e riforme, 4; Archivio di Stato di Pisa, Comune di Pisa, Divisione B, 1.

⁵² Provvisoni, Registri, 97, 36r-v.

⁵³ Provvisoni, Registri, 97, 36v. 本文の左に“Adjunctio

balie vicarii Poderis et potestatis S. Geminiani”（ポデーレのヴィカリオとサン・ジミニャーノのポデスタの権限の連結）という見出しがあるが、地理的に遠隔である両者の権限が結合されているわけではない。

⁵⁴ Tanzini, L. (2004), 266.

⁵⁵ Statuti del Comune di Firenze, 11, 123r-142v. 同様のレーガのリストとその税負担に関する規定は、1409年条例案にも含まれている。Statuti del Comune di Firenze, 23, 216r-219v.

⁵⁶ 第4章の表題はディストレットには言及していないが、実際にはディストレットに関する内容も含む。

⁵⁷ Statuti del Comune di Firenze, 23, 186r: De officio et potestate capitanei civitatis pisarum: ibid., 196v-198r: De officio et jurisdictione potestatis sancti Geminiani et aliis comunitatis dicte terre.

⁵⁸ Statuti del Comune di Firenze, 23, 204v-206v: De iurisdictione auctoritate et balia potestatum et vicariorum comitatus et districtus Florentie; ibid., 207r: Quod vicarii et capitanei comitatus et districtus Florentiae non possint procedere contra potestates comitatus vel eius officiales.

⁵⁹ Statuti del Comune di Firenze, 23, 205r.

⁶⁰ Statuti del Comune di Firenze, 23, 188v-189r: Quod civitas aratina sit in perpetuum de comitatu Florentie.

⁶¹ Civitas Aretii cum toto eius comitatu territorio et districtu intelligatur in perpetuitati pertinere et spectare cum omnibus suis castris terris villis locis et cum toto suo comitatu territorio et districtu et cum omnibus suis iuribus jurisdictionibus pertinentiis quibuscunque ad dictum comune Florentie ut verum dominum superiorem et gubernatorem et administratorem ipsius civitatis comitatus et districtus et hominum et personarum ipsius et de ipsi civitate comitatu et districtu. Et quod de cetero in perpetuum ipsa civitas comitatus territorium et districtus ac homines persone et incole quicumque regantur et gubernentur et regi esse et gubernari debeant in perpetuum sub imperio jurisdictione dominio potestate signoria obedientia et dispositione dicti communis Florentie.

⁶² Archivio di Stato di Pisa, Comune di Pisa, Divisione B, 1, 2r.

⁶³ Brown, A. (2000); 徳橋曜 (2008). これに対して、注45で挙げたピッティの回想録における“imperio”（ラテン語では imperium）は、皇帝自身に直結する権力や支配領域を指している。

⁶⁴ たとえば、Tanzini, L. (2007b) は、*Alle origini della Toscana moderna*（近代トスカーナの諸起源）というタイトルが象徴するように、フィレンツェと従属共同体の関係の変化、特にフィレンツェへの集権化傾向の先に「近代国家」への移行を展望している。